



2022年 2月18日
第143号

JR東労組 Yokohama

JR 東 労 組 横 浜 地 本

発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

申30号「桜木町営業統括センターおよび湘南・相模統括センターの過半数代表者の選出に関する緊急申し入れ」の団体交渉を行う！②

第2項 (営業) 統括センター発足後の過半数代表者の選出について、公正・公平かつ民主的な選出方法を執ること。

会社回答 過半数代表者選出に係る手続きについては、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、客観的に公平かつ適正な方法で実施している。

組合	会社
<ul style="list-style-type: none"> 川崎運輸区発足時のように、それぞれの職場の過半数代表者同士の話し合いで決めることが、より民主的となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 否定はしないが、それも法に沿っているかといえばそうではない。過半数代表者の「役割」※3として「合議」※4が謳われていない。したがって過半数代表者が集まって「合議」するについて「聞いてないよ」と社員の声があがるかあがらないかは別として、明示はしていない。
<ul style="list-style-type: none"> 過半数代表者の選出において役割を示すのは、24協定の締結や36協定の締結など法令に関わる役割であって「合議」を謳う必要はない。あくまでも労働者間で決めることなので、より民主的な方法を取るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 否定はしない。
<ul style="list-style-type: none"> 今後も同じ手法を執るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 全社的に行う。(営業)統括センターが発足してからの選挙になるので、「空白期間」※5はできる。発足後でないと選挙を行う社員数がわからない。
<ul style="list-style-type: none"> 桜木町駅や茅ヶ崎駅の過半数代表者が、新たな統括センターに発令される根拠はあるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 人事だからわからない。
<ul style="list-style-type: none"> 短期間であり、罰則規定がないから軽視しているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽視しているわけではない。短期間だからといって「会社の意向」ではない。
<ul style="list-style-type: none"> そもそも事業場の考え方に問題がある。(営業)統括センターを一つの事業場とすべきではない。職種や業務内容も異なり広範になる。社員の労働時間管理や安全について全てを協議できない。労基署や法律の専門家でも疑義がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 労基署の考え方も様々あり、統一されていない。

※3「役割」とは、労働基準法施行規則第6条の2に、過半数代表者に該当する者として「法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者」と謳われている。JR東日本における過半数代表者選出においては、24協定や36協定の締結など8つの「役割」が明示されている。

※4「合議」とは、二人以上が集まって相談すること。

※5「空白期間」とは、(営業)統括センター発足から、新たな過半数代表者が選出されるまでの間のこと。

交渉では認識一致が図れず対立！！

今後も適正な過半数代表者の選出を求め議論を継続します！！